

公益認定簡易診断サービスのご案内

★専門家(公認会計士等)によるアドバイス、報告を行います。

公益認定簡易診断報告書の概要及び診断手順

※注意 本簡易診断は現状開示いただいた財務諸表等が適正に作成されたものであることを前提にして実施致します。

1. 概要の整理	貴法人の概要を把握し今後の問題点や課題を明らかにします。
2. 事業の分類・整理	公益目的事業と収益事業等に区分し貴法人に適した区分を提案します。 更に、定款上の事業との整合性のチェックを行い、各事業の公益性判定のためのアドバイスをを行います。
3. ★収支予算の仮算定 ★配賦基準の仮策定 ★費用配分の仮算定	(1) 上記事業分類に基づく収支予算書内訳表を仮算定します。 (2) 各事業への配賦基準を仮策定します。 (3) 費用を認定申請書等の様式に沿って仮算定します。 ★事前に作業分担表を作成し、貴法人と協力して作成します。
4. 公益認定基準への 適合結果の仮判定	(1) 収支相償の適合性を検討します。 (2) 公益目的事業比率を検討します。 (3) 遊休財産額の保有制限額を判定します。 (4) その他の認定基準の適合判定の助言を行います。
5. まとめ 報告書の提出	(1) 事業の公益性について (2) 財務三基準の適合性について (3) その他の公益認定基準の適合性について (4) 今後のスケジュールリング等アドバイス
診断の大まかな日程 (事業数が少ないか、小規模法人の場合)	【訪問回数】 3回 (3回目の訪問時に報告書を提出します。) 【期間】 初回概要聴取より3ヶ月以内 貴法人の事情等により訪問回数、時間等は異なります。
対象地域	関西(大阪駅を基点とした100km圏内)地区に限定
診断価格	500,000円～ (事業規模等により価格が変動いたします。) (税抜) 事前にヒアリング後、お見積もりさせていただきます。 ※当サービスは、公益認定を保障するものではありません。
診断後	※診断後の支援サービスは別途料金となります。

上田公認会計士事務所

〒541-0045

大阪府大阪市中央区道修町1-7-10

扶桑道修町ビル3F

TEL: 06-6222-0030

FAX: 06-6222-0038

担当: 穂積・松井